

特別排水基準

対象事業場（条例に規定する業種に該当し、対象化学物質を使用する工場・事業場）は、次に示す許容限度を超過する濃度の対象化学物質を含む排水を排出してはなりません。

対象化学物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.01 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.05 ミリグラム
6 価クロム化合物	1 リットルにつき 6 価クロム 0.05 ミリグラム
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
備 考	「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

対象化学物質を含むものとしての要件

次に示す判定基準以上の対象化学物質を含む水を地下浸透させてはなりません。

(排水水を地下浸透処理する対象事業場は、地下浸透水にこの判定基準値以上の対象化学物質を含ませてはいけません)

(対象化学物質を含む水の地下浸透の禁止)

対象化学物質の種類	判定基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.001 ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム
有機 ^{りん} 化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	1リットルにつき 0.1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.005 ミリグラム
6価クロム化合物	1リットルにつき 6価クロム 0.04 ミリグラム
砒 ^ひ 素及びその化合物	1リットルにつき砒素 0.005 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	1リットルにつきアルキル水銀 0.0005 ミリグラム
PCB	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき 0.0002 ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.0004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては1リットルにつき 0.004 ミリグラム トランス体にあつては1リットルにつき 0.004 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.0006 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき 0.0002 ミリグラム
チウラム	1リットルにつき 0.0006 ミリグラム
シマジン	1リットルにつき 0.0003 ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき 0.001 ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン 0.002 ミリグラム

地下水の浄化基準

「熊本県地下水保全条例」では、第 21 条に「地下水の水質の浄化に係る措置命令等」があります。この条項では、対象化学物質又は油を含む水が地下浸透したことにより、当該の地下水が水質浄化基準に適合しない場合には、知事が水質浄化の措置命令等を発することができることとされています。ここで、油とは、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油を指します。又、貯油事業場とは、貯油施設（上述の油を貯蔵する貯油施設及び油を含む水を処理する油水分離施設）を設置する事業場を指します。水質浄化基準については、対象化学物質と油それぞれについて浄化基準が定められており、次表のとおりです。

表 1 対象化学物質浄化基準

対 象 化 学 物 質	基 準
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。*
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	検出されないこと。*
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀	検出されないこと。*
PCB	検出されないこと。*
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム

*「検出されないこと。」とは、熊本県地下水保全条例施行規則第 13 条に規定する方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいいます。

表 2 油浄化基準

項 目	基 準
味	異常でないこと。*
臭気	異常でないこと。*
外観	油膜、油による乳濁及び油塊が認められないこと。

*「異常でないこと。」とは、水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第 69 号）に定める方法による検査において、水質基準に適合するものをいいます。